



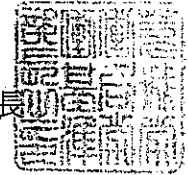
茨労基収第8号の3

平成20年2月18日

茨城県土木部

検査指導課長 殿

茨城労働局労働基準部長



石綿障害予防規則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の
分析調査の徹底等について

石綿による健康障害の防止対策の推進につきましては、平素よりご理解、
ご協力を賜り御礼申し上げます。

さて、石綿の種類には、アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、
クリソタイル、クロシドライト及びトレモライトがあることとされ、すべて
の種類石綿及びこれをその重量の0.1%を超えて含有する物（以下「石綿
等」という。）を石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下
「石綿則」という。）等に基づく規制の対象としているところです。

また、石綿則第3条第2項の規定による石綿等の使用の有無の分析調査（以
下「分析調査」という。）については、平成18年8月21日付け基発第0821002
号「建材中の石綿含有率の分析方法について」（以下「18年0821002号通達」
という。）において、JIS A 1481「建材製品中のアスベスト含有率測定方法」
（以下「JIS法」という。）等があるとされているところです。

これまで建材等に使用された石綿は、主にアモサイト、クリソタイル及び
クロシドライト（以下「クリソタイル等」という。）とされてきたことや、
JIS法の1.の「適用範囲」において「対象アスベストは、主にクリソタイ
ル、アモサイト及びクロシドライトとする」とされること等から、分析調査
において、アクチノライト、アンソフィライト及びトレモライト（以下「ト
レモライト等」という。）を対象としていない場合が見受けられるところす
が、最近になって、建築物における吹付け材からトレモライト等が検出され
た事案があることが判明し、石綿ばく露防止対策等に万全を期す観点から
分析調査の徹底が求められるところです。

茨城県

20.2.22 成

検査指導課
受付

つきましては、分析調査について、下記のとおり取り扱うことといたしましたので、ご承知いただくとともに、工事施工者に対する的確な指導をお願い申し上げます。

なお、発注者においては、工事施工者に対して建築物又は工作物における石綿等の使用状況を通知する等必要な措置をお願いいたします。

記

- 1 分析調査においては、対象をクリソタイル等の石綿に限定することなく、トレモライト等を含むすべての種類の石綿とすること。
- 2 過去に行った分析調査について、クリソタイル等の石綿のみを対象としている場合は、次のとおり取り扱うものとする。こと。
 - (1) クリソタイル等の石綿のみを対象とし、JIS 法による分析調査を行った結果、クリソタイル等がその重量の 0.1% を超えて含有しないと判断されたものについては、トレモライト等を対象とし、JIS 法による分析調査を行うこと。
 - (2) 次に掲げるア及びイの分析方法については、クリソタイル等の石綿のみを対象とする方法であり、トレモライト等を対象とする方法ではないことから、18 年 0821002 号通達の記の 2 の (1) 及び平成 18 年 8 月 21 日付け基安化発第 0821001 号「建材中の石綿含有率の分析方法に係る留意事項について」の記の 1 において JIS 法と同等以上の精度を有する分析方法として掲げる方法により、クリソタイル等がその重量の 0.1% を超えて含有しないと判断されたものについては、トレモライト等を対象とし、JIS 法による分析調査を行うこと。
 - ア 平成 8 年 3 月 29 日付け基発第 188 号「建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判定方法について」(平成 18 年 8 月 21 日廃止済)の別紙「建築物の耐火等吹付け材の石綿含有率の判定方法」
 - イ 平成 17 年 6 月 22 日付け基安化発第 0622001 号「建材中の石綿含有率の分析方法について」(平成 18 年 8 月 21 日廃止済)の別紙「建材中の石綿含有率の分析方法」
 - (3) なお、上記の 2 の (1) 又は (2) の場合であって、当該分析調査において実施した X 線回折分析の X 線回折パターンにおいてトレモライト等の回折線のピークが認められ、事業者が当該分析調査の結果に基づい

て、トレモライト等がその重量の0.1%を超えて含有しているとして必要な措置を講ずるときは、改めて分析調査を行う必要はないこと。

3 その他

- (1) 施工された建材（吹付け材を含む）についてトレモライト等を含むすべての種類の石綿が使用されていないことが設計図書等により明らかである場合は、石綿則第3条第2項の規定により、分析調査の必要はないこと。
- (2) 厚生労働省のホームページにおいて、建材中の石綿含有率の分析方法に関する最新の知見を踏まえ、作成した資料を公表することとしているので、参考とすること。

問合せ先

茨城労働局安全衛生課

担当：中島

電話：029-224-6215